

和歌山県緊急雇用創出事業臨時特例基金活用事業

「外国人観光客誘致用画像データ集作成事業」

プロポーザル実施要領

1. 事業目的

海外からの観光客を取り込むため、海外主要旅行会社及びメディア等に対して本県の観光資源に係る多様な情報提供を行うための画像データ集の作成を行う「外国人観光客誘致用画像データ集作成事業」を委託する者を選定するために行うプロポーザルの実施に必要な事項を定める。

なお、本事業は和歌山県緊急雇用創出事業臨時特例基金活用事業として実施する。

2. 業務概要

(1) 名称

外国人観光客誘致用画像データ集作成事業

(2) 業務の内容

業務委託仕様書（別記1）記載のとおり

(3) 契約形態

委託契約とする。

なお、委託契約は、和歌山県財務規則等の関係法令の規定に基づき行う。

(4) 委託料上限額

16,064,884円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、年度ごとの支払限度額は以下のとおりとする。

平成24年度 2,196,988円

平成25年度 13,867,896円

新規雇用する失業者の person 費の割合は委託額の50%を下回ってはならない。

person 費には給料のほか、賞与、事業主負担にかかる社会保険料、通勤交通費等の諸手当を含むものであること。

(5) 契約期間

契約締結日から平成26年3月31日まで

(6) 新規雇用する労働者の募集

受託者は、次の条件を満たす者を雇い入れること。

なお、本件業務に従事する新規に雇用する失業者数は3人以上とすること。

労働者の募集にあたっては、次の点に留意すること。

ア 公共職業安定所（ハローワーク）への求人申し込みのほか、文書による募集など募集の公開を図ること。

イ 新規雇用にあたっては失業者であることの確認を行うこと。

確認方法については雇用保険受給資格者証、廃業届（所得税法第229条）、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるものの提示を求めることにより行うこと。

ウ なお、新規雇用する労働者について、過去に緊急雇用創出事業として行われ

た事業のために雇用されたことがある場合は、通算した雇用期間が1年以内となるよう留意すること。（東日本大震災により被災した失業者を雇用する場合を除く。）

(7) 労働者の追加募集

新規雇用した労働者に欠員が出た場合は新たに労働者を募集すること。

なお、労働者の募集にあたっては(6)に留意すること。

(8) 対象となる経費

ア 新規雇用する労働者の人件費

（賃金、通勤手当等諸手当、社会保険料（雇用保険料、労災保険料等）に係る事業主負担分）

イ その他の経費

（機械・機器のレンタル料・リース料、その他事業を実施するために必要と認められる経費、但し、事業を実施する上で必要な機器や物品等の購入については、50万円を超えるものは認めない。）

(9) 委託経費の支払条件

原則、精算払いとするが、必要に応じて前金払いを認める。

3. 応募資格

当該事業を的確に遂行する能力を有する民間企業、NPO法人、その他の法人または法人以外の団体等であって次の要件を全て満たす者。

- (1) 関係法令に基づき社会保険の適用を含め適正な雇用管理を行っていること。
- (2) 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類並びに労働者名簿、出納簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿を整備していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (5) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 国税、県税、及び市町村税の滞納がない者であること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (9) 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある者ではないこと。

4. プロポーザル手続等に関する事項

(1) 担当課

和歌山県商工観光労働部観光局観光交流課

(2) 企画提案書等の提出期限

平成25年2月28日（木）午後5時（必着）

(3) 企画提案書等の提出書類

- ア 企画提案書（別紙様式1）
- イ 誓約書（別紙様式2）
- ウ 企画提案に関する調書（別紙様式3）
- エ 積算内訳書（別紙様式4）

(4) 企画提案書等の提出方法

- ア 提出部数 正本1部、副本5部
ただし提案をカラーで行うものは副本もカラーで提出する。
- イ 提出先 〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県商工観光労働部観光局観光交流課交流推進班
- ウ 提出方法 持参あるいは郵送（書留郵便に限る。）

(5) 企画提案書等の審査及び結果の発表

ア 審査方法

審査は、選定委員会が評価点方式により順位付けを行い、最高得点を獲得した者を特定する方法とする。

イ 評価項目

以下の基準により総合的に評価を行うこととする。

次の（a）（b）の配点の割合は、8対2とする。

（a）業務内容の理解度、業務遂行能力

- ・外国人観光客の嗜好等を十分に理解しているか。
- ・撮影担当者の業務能力は十分か。
- ・提案された画像データ集の構成が優れた内容か。 等

（b）業務遂行の確実性

- ・実施スケジュール及び実施体制は事業遂行上問題がないか。
- ・「類似の画像データ収集業務の実績」が当該業務を安定的に遂行できるものであると認められるか。 等

ウ ヒアリング

選定委員会が必要と認めるときは、ヒアリングを実施する場合がある。
また必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

エ 審査結果の通知

審査結果は、選定後、速やかに参加者に通知する。

(6) その他

ア 実施要領の承諾

本企画提案に参加する者は、企画提案書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものと見なす。

イ 提出書類の返却

提出された書類は返却しない。

なお、この企画提案に係る審査以外には使用しない。

ウ 提案書類の追加、修正等

- 一旦提出された提出書類の差し替え及び追加、削除は、理由の如何に関わらず一切認めない。
- エ 責任の所在を明確にする観点から、共同提案は受け付けない。
- オ 提案にかかる費用負担
提出書類の作成、提出等に要する費用は、提案者の負担とする。
- カ 提案者の失格事由
提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。
- ・ 提出書類の提出期限を過ぎて提案したとき。
 - ・ 提案に参加する資格がない者が提案したとき。
 - ・ 本企画提案に対して、二以上の提案をしたとき。
 - ・ 本企画提案に対して、自己のほか他人の代理人を兼ねて提案したとき。
 - ・ 本件企画提案に対して、二以上の代理人をしたとき。
 - ・ その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき。
- キ 提出書類を提出後、契約締結までの手続き期間中に提案者が指名停止等の事由に至った場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。また該当する者が受託者として特定されている場合は、次順位の者と手続きを行う。
- ク 提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに和歌山県まで連絡するとともに、書面により届け出ること。
- ケ 特定された受託者は、本件業務を第三者に委託し又は請け負わせることはできない。
- ただし、あらかじめ和歌山県の承認を受けた場合はこの限りではない。
- コ 特定された受託者は、財務諸表の写し、商業・法人登記簿謄本、消費税及び地方消費税、その他国税、県税及び市町村税に未納のない証明（各1部）を契約締結までに提出すること。
- ただし、和歌山県内に本店又は支店を有しないものについては県税の納税証明は必要としない。

(7) 質問及び回答

プロポーザルに関する質問等については、平成25年2月20日（水）17時までに別紙様式5により受け付けるものとし（FAX、電子メール可）、回答については質問者に対しFAX又は電子メールにより連絡する。

5. 契約の締結

委託契約締結前に、原則として契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付すること。

ただし、次のいずれかに該当する場合はその全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去2箇年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行し

ないこととなるおそれがないと認められるとき。

6. 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合には契約を解除し、委託事業者を変更することがある。

- (1) 提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合
- (2) 事業者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務遂行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力がないと認められる場合
- (5) その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合

7. 経理処理

経理処理にあたっては、次の点に留意すること。

- (1) 受託者は、本件業務にかかる経理処理について、他の経理と明確に区分した会計帳簿を備えるとともに、収入額及び支出額を記載し、経費の使途を明らかにしておかなければならないこと。
- (2) 経理にあたっては、その支出の内容を証する書類を整備し、会計帳簿とともに、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、厚生労働大臣又は和歌山県知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならないこと。
- (3) 委託契約額が確定した結果、概算払いにより受託者に交付した委託費に残額が生じたとき、又は委託費により発生した収入があるときは、和歌山県は受託者に対し返還を求めることになること。

8. 業務上知り得た情報の秘密保持

- (1) 受託者及び業務従事者等（本件業務に直接・間接を問わず関わる全ての者）は、業務上知り得た秘密を第三者に漏洩したり、開示してはならない。また本件業務の遂行以外の目的に使用してはならない。これらのことは、本件業務終了後においても同様とする。
- (2) 受託者は、業務従事者等の新規雇用に際し、雇用契約書等に当該内容を盛り込み、十分な説明を行うこと。

9. その他留意事項

- (1) 成果物の著作権は和歌山県に帰属するものとする。
- (2) 受託者が本件業務を実施する場合に必要となり取得する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものとし、50万円以上の財産の取得は認められないこと。

なお、委託業務の実施にあたり取得したもののうち、取得価格が3万円以上の備品については、和歌山県に帰属するものとし、委託事業終了後は和歌山県に返還すること。

- (3) 本事業は雇用創出を目的とするものであり、委託事業にかかる収入を求めることを主目的とするものではないことに留意し、事業収入が生じた場合であっても、受託者は委託事業の運営以外の目的に充てることのないようにすること。
- (4) 委託契約期間終了後に委託額を確定した結果、委託事業の実施により発生した収入がある場合は、得られた収入から委託額を上回る事業費を差し引いた額を返還すること。
- (5) 本件業務を行う事業主に対する委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすことになる各種助成金のうち、国が実施するもの（国が他の団体等に委託して実施するものを含む。）との併給はできないこと。
- (6) 本件業務に従事する新規雇用の労働者については、本件業務以外の業務に重ねて就くことのないよう留意すること。
- (7) 本事業は国庫補助金を受けて実施する事業であることから、会計検査院法第23条第1項第3号による検査の対象となることがある。

10. 問い合わせ先

和歌山県商工観光労働部観光局観光交流課

担当：古味山、吉富

住所 〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

電話：073-441-2789 FAX：073-427-1523

Mail：komiyama_m0001@pref.wakayama.lg.jp